

(別紙様式3)

## 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(単位:千円)

|   |                         |  |
|---|-------------------------|--|
| 基金の名称                                     |                         | 特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金  |
| 基金設置法人名                                   |                         | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構  |
| 基金の額                                      | 今回積み増し額                 | 3,567,601  |
|   | 積み増し完了時における残高           | 4,252,432  |
|   | (うち国費相当額) 今回積み増し額       | 3,567,601  |
|   | (うち国費相当額) 積み増し完了時における残高 | 4,252,432  |
| 基金事業等の概要                                  |                         | 平成20年1月16日、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」(以下、「C肝特措法」という。)が施行され、同法に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に設立された基金を財源として、特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給事務を実施している。 |
| 基金事業等を終了する時期                              | 新規採択の終了予定時期             | 法律施行日から起算して20年(令和10年1月17日)までに裁判所へ提訴。   |
|   | 採択事業の最終的な終了予定時期         | 未定(判決確定又は和解若しくは調停が成立した日から1月を経過する日までに給付金申請を行い、身体状況が悪化した場合は給付金支給から20年以内に追加給付金を支給。)   |
|   | 基金の解散予定時期               | C肝特措法上の規定なし。   |
| 基金事業等の目標                                  |                         | 本事業は、C肝特措法に基づき指定されている製剤によりC型肝炎に感染したことが確定判決又は和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものにより確定した者に対して、給付金の支給をする。  |
| 給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制 |                         | C肝特措法第14条第1項により、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に基金を設けることとされている。  |
| その他の事項                                    |                         |  |